

再生可能エネルギー導入事例広報実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市内の民間事業所における再生可能エネルギーによる発電又は熱利用設備（以下「再エネ設備」という。）の導入事例を福岡市環境局ホームページ（以下「ホームページ」という。）で広報することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象事例)

第2条 対象とする再エネ設備は以下を満たすものとする。

- (1) 太陽光、風力、小水力、バイオマス、地中熱その他市長が認めるものを利活用した設備であること。
- (2) 市内の事業所に既に設置又は設置予定（設置予定日が申込日から3月以内）であること。
- (3) 太陽光発電の場合は、以下のいずれかに該当すること。
 - ① 発電規模20kW以上
 - ② 先進的な設備（シート型、追従型など）
 - ③ 電気の使用方法が特徴的な設備（他事業所との融通、公共空地や街灯として使用など）

(申込者)

第3条 申込者は、再エネ設備の所有者又は民間事業所の所有者若しくはその両方とする。

- 2 申込者は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(申込方法及び広報)

第4条 申込者は、「再生可能エネルギー導入事例広報」申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要な事項を記載して、郵送、FAX、E-mail又は持参のいずれかの方法で市長に提出する。再エネ設備の写真の掲載を希望する場合は、E-mailでの提出とする。

- 2 市長は申込書の内容を確認し、第2条の要件を満たす場合は、ホームページへ掲載することにより事例を広報する。
- 3 各事例の掲載期間は、ホームページへの掲載から2年間とする。

(広報の変更)

第5条 申込者は、申込書に記載の内容に変更が生じた場合は、速やかに「再生可能エネルギー導入事例広報」内容変更届（様式第2号）により市長へ届け出る。

- 2 市長は、内容を確認の上、ホームページの掲載内容を変更する。

(広報の中止)

第6条 市長は、広報期間満了となった場合は広報を中止することができる。

2 申込者は、広報期間中に再エネ設備の撤去等により第2条の要件を満たさなくなった場合又は都合により広報の中止を希望する場合は「再生可能エネルギー導入事例広報」中止届（様式第3号）により市長へ届け出なければならない。

3 以下に該当する場合は、市長の判断により広報を中止することができる。

- (1) 申込者が届け出ることなく再エネ施設を撤去していることを市長が確認した場合
- (2) 申込者が信用を失墜する行為を行う等、広報することが適当でないと市長が判断した場合
- (3) 再生可能エネルギー導入事例広報を終了する場合

附則

この要領は、平成29年 7月 7日から施行する。